

### 3. 費用と便益の計測方法

#### 3-1. 費用の計測方法

費用として計上する項目は、事業における建設費（工事費）、用地費、維持管理費及び調査費、事務費等の諸経費とする。調査費、事務費などの諸経費は、施設の建設費に按分する。

##### （費用の計測項目）

費用対効果分析で対象とする費用は、当該事業を実施し、便益を発現させるために必要となる費用であって、表 I-3.1 に示すように、建設費、用地費、維持管理費、調査費、事務費などを計上する。減価償却費、支払利息は、費用として計上しない。消費税は、国民経済的には政府等の収入と相殺されるので費用から控除する。

なお、過去に発生した費用は、デフレーターにより、基準年度（評価を実施する年度）の価格に調整する。使用するデフレーターは、「2-3.現在価値化の方法」を参照のこと。

表 I-3.1 費用の項目の整理

項目	計上方法
建設費（工事費）	事業計画に基づき計上
用地費	事業計画に基づき計上
維持管理費	計画期間中の平均値等で計上
諸経費（調査費、事務費等）	建設費へ按分（建設費シェアで按分）
減価償却費、支払利息	計上しない
消費税	計上しない

##### （再投資と残存価格）

算定期間中に、耐用年数に達する施設・設備は再投資の費用を計上する。また、算定の最終年度で耐用年数に達していない施設の費用は、使用年数に応じて残存価格を算定し、これを現在価値化して費用から控除する。

なお、最終年度の残存価格は、社会的割引率により現在価値化すると全体に対する影響は小さいものと考えられること、評価として安全側の（B/C が小さくなる）評価となるので、省略しても差し支えない。